



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

規 則

- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課） 1
- 調理師法施行細則の一部を改正する規則（薬務生活衛生課） 2
- 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者介護課） 2

告 示

- 家畜の予防検査の実施（畜産課） 2
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課） 4
- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課） 5
- 西原・与那原マリパークの利用料金の承認（港湾課） 5
- 都市計画事業の変更の認可・2件（道路街路課） 6

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 7
- 特定調達に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（物品管理課） 8
- 特定調達に係る一般競争入札の公告（物品管理課） 10
- 開発行為に関する工事の完了（北部土木事務所） 11
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） 12

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員ハラスメント防止規程 12

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 14
- 更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 23
- 認知機能検査員講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則 27

規 則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 6 号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 の 2 第 2 号 中 「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 7 号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 1 号様式中

受 験 者	本 籍				男 ・ 女
	氏 名		生年月日		
卒業した 最終学校	名 称		卒 業 年 月 日		

を

受 験 者	本 籍				男 ・ 女
	氏 名		生年月日		

に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の調理師法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 8 号

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第11項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

沖縄県告示第132号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫 ^{てい}	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ症	牛及び豚	(1) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 種付けの用に供する雄豚
結核	牛及び山羊	(1) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 18か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛伝染性リンパ腫	牛	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚熱	豚及びいのしし	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蝕病 ^そ	蜜蜂	蜜蜂

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

- 5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
-----	----

牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法又はウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ症	エライザ法、試験管凝集反応法、補体結合反応検査、疫学的検査、臨床検査又は細菌検査
結核	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）、疫学的検査又は臨床検査
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査又は細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウェスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査又は臨床検査
ピロプラズマ症	血液検査又は遺伝子検査
アナプラズマ症	血液検査又は遺伝子検査
牛伝染性リンパ腫	エライザ法又は間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚熱	血液検査、エライザ法、遺伝子検査、中和試験法、蛍光抗体法又は臨床検査
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法又は臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間又は遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法又は発育鶏卵法
家きんサルモネラ症	血清平板凝集反応法
腐蛆病	臨床検査又は細菌検査

沖縄県告示第133号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
豚熱	豚及びいのしし	所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ症	牛	主として八重山地域の放牧牛

ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏
----------	---	-------------

4 期日及び場所

- (1) 期日 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
豚熱	注射	豚熱予防液の皮下又は筋肉内接種
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液の筋肉内接種
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液又は牛異常産四種混合（アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症及びピートンウイルス感染症）不活化予防液の筋肉内接種
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液の皮下接種
ピロプラズマ症	薬浴	プアオン用フルメトリン製剤の滴下
アナプラズマ症	薬浴	プアオン用フルメトリン製剤の滴下
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液の筋肉内接種

沖縄県告示第134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 長浜川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
- (1) 地区名 長浜川土地改良区地区
- (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和 7 年 3 月 3 日

沖縄県告示第135号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第 3 項の規定により、次のとおり西原・与那原マリンパークの利用料金を承認した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 西原・与那原マリンパーク
- 2 指定管理者 株式会社シーエンジニアリング沖縄
- 3 利用料金の適用年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- 4 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額
--------	--------

	単位	艇 長 5 メー トル 未 満 の 物	艇 長 5 メー トル 以 上 7 メー トル 未 満 の 物	艇 長 7 メー トル 以 上 9 メー トル 未 満 の 物	艇 長 9 メー トル 以 上 11 メー トル 未 満 の 物	艇 長 11 メー トル 以 上 13 メー トル 未 満 の 物	艇 長 13 メー トル 以 上 15 メー トル 未 満 の 物	艇 長 15 メー トル 以 上 17 メー トル 未 満 の 物	艇 長 17 メー トル 以 上 19 メー トル 未 満 の 物	艇 長 19 メー トル 以 上 21 メー トル 以 下 の 物
陸置場(1)	1 艇 1 日 につき	240円	320円	400円	480円	560円	640円	720円	800円	880円
陸置場(2)	1 艇 1 日 につき	360円	480円	600円	720円	840円	960円	1,080円	1,200円	1,320円
	1 艇 1 月 につき	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円	33,000円
	1 艇 1 年 につき	90,000円	120,000円	150,000円	180,000円	210,000円	240,000円	270,000円	300,000円	330,000円
係留施設 (1)	1 艇 1 日 につき	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円
係留施設 (2)	1 艇 1 日 につき	450円	600円	750円	900円	1,050円	1,200円	1,350円	1,500円	1,650円
	1 艇 1 月 につき	7,200円	9,600円	12,000円	14,400円	16,800円	19,200円	21,600円	24,000円	26,400円
	1 艇 1 年 につき	72,000円	96,000円	120,000円	144,000円	168,000円	192,000円	216,000円	240,000円	264,000円

備考

- 「陸置場(1)」及び「係留施設(1)」とは、西原・与那原マリンパーク内の東側岸壁に接する陸置場及び当該岸壁の係留施設をいう。
- 「陸置場(2)」及び「係留施設(2)」とは、西原・与那原マリンパーク内の西側岸壁に接する陸置場及び当該岸壁の係留施設をいう。

沖縄県告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第326号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・名28号宮里大南線
- 3 事業施行期間 平成24年 6 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年沖縄県告示第547号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・11号
- 3 事業施行期間 平成27年10月27日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成27年沖縄県告示第547号の事業地のうち新川真喜良地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・糸1号阿波根兼城線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 令和3年7月9日から令和8年2月28日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年6月19日 沖縄県指令土第509号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次宜次原143番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古一丁目41番19-401号メゾンブルメリア 嘉数樹
- 5 検査済証番号 令和7年3月10日 第4983号
- 6 工事完了年月日 令和7年2月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 12 月 1 日 沖縄県指令土第862号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字森川安次座79番及び63番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市愛知一丁目 2 番 32 号 2 階 棚原勇一
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 10 日 第4984号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 1 月 30 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 5 月 14 日 沖縄県指令土第430号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座大川原412番119
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字与座432番地伊敷アパート202号 伊敷治伸
- 5 検査済証番号 令和 7 年 3 月 11 日 第4985号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 2 月 1 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 プラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年 沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
 - (2) 営業年数が令和 7 年 3 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (3) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (4) 従業員の数が令和 7 年 3 月 1 日現在において 5 人以上であること。
 - (5) 車両の売買に関し、過去 2 か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との契約実績を有していること。
 - (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び労働保険をいう。以下同じ。）に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
 - (7) 一般競争入札参加資格確認申請書提出の日から入札の日までにおいて、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者（更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立てをした者）にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 4(1)の書類に虚偽の事実を記載した者

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあっては、登記事項証明書及び従業員数を示す書類

ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書及び従業員数を示す書類

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近1年間の消費税及び地方消費税並びに都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 車両の販売に関し直近2事業年度以上の国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との契約実績を有することを証する書類

キ 社会保険等に加入していることが確認できる書類

ク その他知事が必要と認める書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県出納事務局物品管課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2148

- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和7年4月4日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するプラグインハイブリッド自動車（四輪駆動車）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 プラグインハイブリット自動車（四輪駆動車） 19台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 仕様書による。
- (4) 納入の場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和 7 年 3 月 21 日付け沖縄県公報定期第5299号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるプラグインハイブリット自動車（四輪駆動車）に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - イ 納入しようとする車両の性能等証明書並びに納入先近郊において点検整備等を実施する体制及び修理等を適切に実施できる体制が構築されていることを証する書類を令和 7 年 4 月 4 日（金曜日）午後 5 時までに 3 (2) の場所に提出し、仕様書に示す契約内容が履行できることを証明した者
 - ウ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないことを証明した者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3 (2) の場所で配付又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和 7 年 4 月 4 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2148

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和 7 年 4 月 4 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 3 (2) の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 5 月 12 日（月曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県出納事務局物品管理課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札書が提出期限を過ぎて到着した入札
- (9) 郵便入札用封筒に記載された入札件名又は商号等と、同封された入札書の入札件名又は商号等が異なる入札
- (10) 入札書を封入した封筒について、封がされていない、又は封印の印影が入札書の印影と異なる封筒による入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 7 年 4 月 4 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所又は沖縄県出納事務局物品管理課ホームページからダウンロードすること。
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県出納事務局物品管理課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 留意事項 当該公告は、令和 7 年度の当初予算成立を選定とした年度開始前の準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合は、契約を締結しない。
- 14 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）午後 5 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により 3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Plug-in Hybrid Vehicle (four wheel drive vehicles) 19 units
 - (2) DATE OF BIDS
10:00 a.m. May 12, 2025
 - (3) POINT OF CONTACT
Property Management Division, Treasury Office, Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone: 098-866-2148

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県北部土木事務所長 仲 本 隆

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 5 年 12 月 28 日 沖縄県指令北土第 787 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市宮里七丁目 1535 番 1 ほか 7 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県朝倉市一木 1148 番地の 1 株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森竜馬
- 5 検査済証番号 令和 6 年 11 月 8 日 H 第 9 号
- 6 工事完了年月日 令和 6 年 10 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 1 月 11 日 沖縄県指令中土第 4992 号、令和 6 年 2 月 22 日 沖縄県指令中土第 807 号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原東坂田原 851 番 1 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市字大田 686 番地 9 株式会社ファクトリーミュ 代表
取締役 前田和彦
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 27 日 C 第 697 号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 1 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県中部土木事務所長 上 原 智 泰

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 1 月 31 日 沖縄県指令中土第 422 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石前原 87 番 6 及び 87 番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原 409 番地 5 オアシスフテンマ 303 号 宮城覚、中城
村字南上原 409 番地 5 オアシスフテンマ 303 号 宮城さやか
- 5 検査済証番号 令和 7 年 2 月 13 日 C 第 698 号
- 6 工事完了年月日 令和 7 年 1 月 23 日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第 2 号

沖縄県病院事業局職員ハラスメント防止規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員ハラスメント防止規程

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、良好な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 病院事業局に勤務する一般職の職員をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において職員に対する次に掲げる言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。
 - ア 妊娠したこと。
 - イ 出産したこと。
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全その他の妊娠又は出産したことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
 - エ 不妊治療を受けること。
 - オ 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関すること。
 - カ 育児に関する制度又は措置の利用に関すること。
 - キ 介護に関する制度又は措置の利用に関すること。
- (5) ハラスメント 第2号から第4号までに掲げるハラスメントの総称をいう。
- (6) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

（管理監督者等の責務）

第3条 本庁機関の課長相当職以上の職にある者又は出先機関の院長、副院長、母子センター長、医療部長、看護部長、事務部長、課長、所長、看護師長、薬局長、技師長若しくは室長の職にある者（以下「管理監督者」という。）は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
 - (2) ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないかを把握するため、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
 - (3) ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。
- 2 管理監督者は、ハラスメントが行われた場合又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 3 管理監督者は、職員が担当する県立病院の利用者等からの言動で、当該病院の利用をめぐる経緯及びその場の状況により、その対応を打ち切ることが困難な場合であって、当該言動を受ける職員の担当する業務の範囲及び程度を明らかに超える要求をするものに関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることとする。この場合において、管理監督者は、病院事業局長（以下「局長」という。）が県立病院の利用者等からのハラスメント等への対応について定める要領に十分留意しなければならない。
- 4 局長は、職員が他の行政機関又は他の任命権者（以下「他の行政機関等」という。）の所属職員からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他の行政機関等に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

（職員の責務）

第4条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、次条第1項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

（職員に対する指針）

第5条 局長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決すべきために職員が認識すべき事項等について指針を定めるものとする。

2 管理監督者は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第6条 局長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修その他の啓発活動を実施しなければならない。

2 局長は、新たに職員となった者にハラスメントに関する基本的な事項について理解させ、並びに新たに管理監督者となった職員その他職責等を考慮して局長が定める職員にハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させるために、研修を実施するものとする。

(調査等)

第7条 局長は、病院事業局におけるハラスメントの実態を的確に把握し、ハラスメントと疑われる問題の早期発見及び早期解消を図るため、職員に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 本庁機関の課長（管理課長に限る。）並びに出先機関の院長及び所長は、局長の定めるところにより、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、局長が苦情相談への対応について定める要領に十分留意しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、苦情相談の内容その他苦情相談に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に従事しなくなった場合又は職員でなくなった場合においても、同様とする。

2 前条第2項の規定により相談員から苦情相談に係る問題の事実関係の確認を受けた職員は、当該確認において知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった場合においても同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 局長は、職員が苦情相談を申し出たこと、苦情相談に係る問題の事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該職員又は当該事実関係の確認に協力した職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(対応措置)

第11条 局長は、第4条第1項の規定に違反した職員、正当な理由なく第9条の規定に違反した職員及び前条に規定する不利益な取扱いを行った職員に対して、懲戒処分その他必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の廃止)

2 沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第6号）は、廃止する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月21日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条」の次に「、第19条の2」を加え、同条第5号エ中「免許証の更新」を「免許証等の更

新」に改める。

第 7 条第 4 項中「書面又は書面の写し」を「書類」に改め、同項第 3 号中「自動車運転免許証の写し」を「運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他の当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））」に改める。

第 8 条第 3 項各号列記以外の部分及び第 1 号中「書面又は書面の写し」を「書類」に改め、同号イ中「自動車運転免許証の写し」を「運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他の当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））」に改める。

第13条第 4 項第 1 号中「自動車運転免許証の写し」を「運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他の当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））」に改める。

第19条第 1 項中「提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、法第94条第 1 項（法第95条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による免許証の記載事項の変更（本籍、住所及び氏名の変更に限る。）の届出、法第95条の 2 第 1 項の規定による特定免許情報の記録の申請、法第104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消しの申請、規則第21条の 5 の規定による免許証の返納の届出及び規則第21条の 8 の規定による免許情報記録の抹消の届出は、沖縄県内のいずれかの警察署長を経由して行うことができる。

第19条第 3 項中「又は次項の規定による審査の申請」、「又は審査」、「試験にあつては」及び「審査にあつては運転免許審査票（様式第14号）を」を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 公安委員会は、施行規則第18条の 5 の規定による審査の申請があつたときは、審査の期日及び場所を指定し、運転免許審査票（様式第14号）を交付するものとする。

第19条第 5 項を削り、同条第 6 項中「第29条第 3 項（第29条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第30条の 9 第 3 項に定める」を「第21条の 2 第 1 項、第21条の 9 第 1 項、第29条第 1 項（第29条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第30条の 7 第 1 項に規定する」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同項の表沖縄県警察運転免許センター中部支所の項中「4 丁目」を「四丁目」に改め、同表沖縄県警察運転免許センター北部支所の項中「5 丁目」を「五丁目」に改め、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第19条の 2 を次のように改める。

（運転経歴証明書の交付及び運転経歴情報の記録の申請等）

第19条の 2 法第105条の 2 第 1 項の規定による運転経歴証明書の交付の申請及び同条第 3 項の規定による運転経歴情報の記録の申請は、運転免許管理課長を経由して行わなければならない。ただし、法第104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくする申請については、沖縄県内のいずれかの警察署長を経由して行うことができる。

2 施行規則第30条の10第 1 項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の12第 2 項及び第 3 項の規定による運転経歴証明書の返納の届出、施行規則第30条の15第 1 項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出並びに施行規則第30条の16第 2 項の規定による運転経歴情報の抹消の届出は、運転免許管理課長又は沖縄県内のいずれかの警察署長を経由して行わなければならない。

3 施行規則第30条の11第 1 項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、運転免許管理課長を経由して行わなければならない。

4 施行規則第30条の 8 第 1 項に規定する運転経歴証明書交付等申請書及び施行規則第30条の11第 1 項に規定する運転経歴証明書再交付申請書の様式は、様式第15号のとおりとする。

5 施行規則第30条の 8 第 2 項に規定する運転経歴証明書交付等申請書に申請用写真を添付する必要がある場合は、法第104条の 4 第 1 項の規定による免許の取消しの申請と日を同じくして前条第 5 項の表に掲げる場所において運転経歴証明書交付等申請書を提出する場合とする。

6 施行規則第30条の10第 2 項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び第30条の15第 2 項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出の様式は、様式第15号の 2 のとおりとする。

7 施行規則第30条の12第2項に規定する運転経歴証明書返納届の様式は、様式第15号の3のとおりとする。

8 施行規則第30条の16第2項に規定する運転経歴情報抹消届の様式は、様式第15号の4のとおりとする。
第28条に次のただし書を加える。

ただし、令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習を受けようとする者は、この限りでない。

第43条の見出し中「免許証の返納」の次に「及び免許情報記録の抹消」を加え、同条中「第107条第1項」を「第106条の3第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第106条の4第1項各号の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、免許情報記録抹消書（様式第51号の2）を提出するとともに当該免許情報記録個人番号カードを提示して免許情報の記録の抹消を受けるものとする。

様式第7号及び様式第7号の2中「免許証番号」を「免許証等番号」に、「交付年月日」を「交付等年月日」に、「交付公安委員会」を「交付等公安委員会」に改める。

様式第14号中 「

氏 名		年 月 日 生
-----	--	---------

」

を 「

氏 名		生年月日	年 月 日
-----	--	------	-------

」に、

現 に 受 け て い る 免 許	交
	免
	免
	現 る

付公安委員会		年 月 日 交付													
許証番号	第 号														
許の種類	大型	中型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大型 二	中型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
に付されてい 条件等															

を

「

現 に 受 け て い る 免 許	交付等公
	免許証番
	免許情報
	免許の種
	現に付さ 条件等

」

安委員会																		
号							交付年月日	年 月 日										
記録番号							記録年月日	年 月 日										

類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二
れている															

に改める。

様式第15号から様式第15号の3までを次のように改める。

様式第15号（第19条の2 関係）

(表)

運転経歴証明書交付等申請書（申請・再交付）

沖縄県公安委員会 殿

年 月 日

ふりがな			
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日
連絡先	自宅・勤務先・携帯		

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カード
個人番号カードの効力	有効 ・ 失効

※住所、氏名等が変わった方は、変更事項のみ記入してください。

記載 変更 事項 変 更 情 報 届	新ふりがな				
	新氏名				
	新住所				
	新生年月日	大正・昭和・平成	年	月 日	性別
代筆者氏名				続柄	

-----この線から下は、記入しないでください。-----

申請取消年月日 (処分番号)	年 月 日 処分番号 ()	運転経歴証明書番号 運転経歴情報記録番号	
-------------------	-------------------	-------------------------	--

職員用MNC確認欄	備 考
☐ 本人確認 ☐ マイナ有効期限 [年 月 日] 有効・失効	【署名】 【経歴証明書番号】

(裏)

右
の
枠
内
に
証
紙
を
貼
り
付
け
て
く
だ
さ
い。

手数料（沖縄県証紙）

申立書

- ☐ 私は（免許証・マイナ免許証・経歴証明書・マイナ経歴証明書）を亡失・滅失しました。
☐ 私は（免許証・マイナ免許証・経歴証明書・マイナ経歴証明書）を盗難に遭いました。
☐ その他（ ）

私は、不正に再交付（再記録）を受けて運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失又は滅失した運転経歴証明書を発見した時には、速やかに返納しなければならないことは知っています。

これに違反しないことを誓います。

署名

確認書類	☐ 住民票の写し ☐ 公的郵便物等 ☐ マイナンバーカード ☐ 行政区画変更通知書 ☐ その他（ ）
------	--

51 : 記変+処理区分	1 : 住所	2 : 氏名	3 : 住所+氏名	8 : 呼び名修正
--------------	--------	--------	-----------	-----------

※生年月日変更の場合は、運転経歴証明書を作成する必要があるので、電算登録窓口へ案内すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号の3 (第19条の2 関係)

運転経歴証明書返納届			
年 月 日			
沖縄県公安委員会 殿			
ふりがな			
氏名			
生年月日		電話番号	
住所			

(この線から下は、記入しないでください。)

現 に 受 け て い る 運 転 経 歴 情 報	運転経歴証明書番号			交付年月日		
	運転経歴情報記録番号			記録年月日		
	種 類 ・ 免 許 年 月 日	免許種別				
		第一種免許	二・小・原	年	月	日
			その他	年	月	日
第二種免許		年	月	日		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第15号の3の次に次の1様式を加える。

様式第15号の4 (第19条の2 関係)

運転経歴情報抹消届 年 月 日 沖縄県公安委員会 殿				
ふりがな				
氏名				
生年月日		電話番号		
住所				

-----（この線から下は、記入しないでください。）-----

現在受けている運転経歴情報	運転経歴証明書番号				交付年月日			
	運転経歴情報記録番号				記録年月日			
	種類・免許 年 月 日	免許種別						
		第一種免許	二・小・原		年 月 日			
			その他		年 月 日			
第二種免許		年 月 日						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第25号中

免許証番号第 _____ 号
 交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 免許の種別（講習対象） _____（ _____ ）

を

免許証番号	第	号
免許情報記録番号	第	号
交付年月日		年 月 日

に改める。

記録年月日	年 月 日
免許の種別（講習対象）	

様式第26号中

年月日	免許証の有効期限	年 月 日
-----	----------	-------

まで

を

年月日	免許証の有効期限	年 月
	免許情報記録の有効期限	年 月

日まで

に改める。

日まで

様式第27号の2中

免許証番号第 号
 交付年月日 年 月 日
 免許の種別（講習対象）（ ）

を

免許証番号	第 号
免許情報記録番号	第 号
交付年月日	年 月 日
記録年月日	年 月 日
免許の種別（講習対象）	

に改める。

様式第37号の8中「第4条第1項第4号」を「第4条第2項第4号」に改める。

様式第51号の次に次の1様式を加える。

様式第51号の2（第43条の1関係）

免許情報記録抹消書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

抹消を受ける者 住所
氏名

本籍又は国籍

住所

ふりがな 氏名															
免許情報記録番号															
記録年月日															
免許の種類															
	大型	中型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大型 二	中型 二	普通 二	大特 二	けん 引 二
抹消の理由	☐ 取消 ☐ 失効 ☐ 停止 ☐ 有効期間満了（失効除く。）														
備考															

備考 1 抹消の理由欄は、該当するものにレ印を付けること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第 4 号

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県公安委員会

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「運転免許証」を「運転免許証等」に、「免許証」を「免許証等」に改める。

第10条を削る。

第 9 条中「第 7 条第 3 号」を「第 8 条第 3 号」に、「第 6 条各号」を「第 7 条各号」に、「第 6 条第 3 号及び第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 3 号及び第 8 条第 2 号」に、「免許証」を「免許に係る免許証等」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条中「第 6 条各号」を「第 7 条各号」に、「第 6 条第 3 号」を「第 7 条第 3 号」に、「免許証」を「免許に係る免許証等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条第 3 号中「免許証」を「免許証等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 号及び第 2 号中「免許証」を「免許証等」に、「受けた者」を「受けようとする者」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

(3) 特別失効者（法第95条の 6 第 1 項の表の備考 1 のイ(4)に規定する特別失効者をいう。以下同じ。）に該当する者で、効力を失った免許の次の免許を受けようとするもの 当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日前 5 年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間

(4) 特別取消処分者（法第95条の 6 第 1 項の表の備考 1 のイ(4)に規定する特別取消処分者をいう。以下同じ。）に該当する者で、取り消された免許の次の免許を受けようとするもの 当該次の免許に係る適性試験を受けた日前 5 年間（当該日が取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の40日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の40日前の日前 5 年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間）

第 6 条第 5 号を削り、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「更新時講習」の次に「（対面講習に限る。）」を加え、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（講習の実施）

第 3 条 講習は、運転免許センターその他の警察施設又は講習に適した環境の施設において受講者との対面による方法（以下「対面講習」という。）で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、免許情報記録個人番号カード（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）を有する者に対する講習（第6条の優良運転者講習及び一般運転者講習に限る。）については、オンライン講習（政令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習をいう。以下同じ。）により行うことができるものとする。

第11条を次のように改める。

（講習指導員）

第11条 講習指導員は、自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者でなければならない。

第13条中「学級の編成等」を「対面講習における学級の編成等」に改める。

第15条の見出しを「（受講場所等）」に改め、同条中「講習の」を「対面講習の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 オンライン講習を受ける場合は、住所地公安委員会の講習動画を視聴するものとする。ただし、経路地公安委員会で免許証等の更新を受ける場合は、経路地公安委員会の講習動画を視聴することができる。

第16条第1項第1号中「更新免許証交付日」を「更新された免許証の交付の日又は免許情報記録の更新を受けた日」に改め、同条第2項中「更新免許証の交付日」を「更新された免許証の交付の日若しくは免許情報記録の更新を受けた日」に改める。

第17条中「又は運転免許証更新申請書」を「、運転免許証等更新申請書」に改め、「（府令別記様式第18）」の次に「又は特例更新申請書（府令別記様式第18の2）」を加える。

第18条第1項中「免許証の交付をもって代えるものとする。」を「免許証の交付、法95条の2に規定する特定免許情報の記録又は法第95条の3により読み替えて適用する法第92条第3項に規定する免許情報記録の書換えをもって代えるものとする。」に改める。

第20条第2項中「一般運転者講習」を「対面講習による一般運転者講習」に改め、「よるものに基づく指導に」を削る。

第21条に次の1項を加える。

3 特定失効者又は特定取消処分者のうち、免許申請書を提出した日から遡って1年間にオンライン講習を受講していた場合において、当該オンライン講習の講習区分と法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習の講習区分とが変わらない場合に限り、当該オンライン講習の受講をもって法第97条の2第1項第3号又は第5号に規定する講習を受講したものとみなす。

別表第1中

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
------	------	------	------	------

を

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
------	------	------	------	----

に、

2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励	○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣	10分
	(2) シートベルト、ヘルメットの着用		

		(3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
を 「	2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲慘さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
に改める。	別表第2から別表第5までの規定中			

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
------	------	------	------	------

を

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
------	------	------	------	----

に、

2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分
--------------	---	---	-----

を

2 運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメット	○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について	
--------------	--	---	--

	の着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置	事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
--	--	---	--

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第 5 号

認知機能検査員講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

沖縄県公安委員会

認知機能検査員講習の実施等に関する規則等の一部を改正する規則

(認知機能検査員講習の実施等に関する規則の一部改正)

第 1 条 認知機能検査員講習の実施等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表高齢運転者対策の概要の項中「運転免許証」を「運転免許証等」に、「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 1 運転免許証等の自主返納とは、申請による運転免許の取消しに伴う運転免許証の返納又は免許情報記録の抹消をいう。

2 運転経歴証明書等とは、運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カードをいう。

(沖縄県運転技能検査の実施に関する規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県運転技能検査の実施に関する規則（令和 4 年沖縄県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「規定する免許証」の次に「又は法第95条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード」を加え、「免許証等」を「通知書等」に改める。

様式第 1 号中「免許証の有効期限」を「免許証等の有効期限」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 免許証等とは、免許証又は免許情報記録をいう。

2 該当する□に✓印を付すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号中「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考 1 中「運転免許（）」を「免許証等番号欄」には、免許証又は免許情報記録の番号を記載すること。ただし、運転免許（」に改める。

(高齢者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第 3 条 高齢者講習の実施等に関する規則（令和 4 年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改

正する。

第 6 条中「免許証」という。)」の次に「又は法第95条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード(第15条第 2 項において「免許情報記録個人番号カード」という。))」を加え、「免許証等」を「講習通知書等」に改める。

第15条第 2 項中「提出されたときは、免許証」を「提出されたときは、免許証又は免許情報記録個人番号カード」に改め、同項ただし書中「免許証」の次に「及び免許情報記録個人番号カード」を加える。

様式第 1 号中「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考 2 中「運転免許(」を「免許証等番号欄」には、免許証又は免許情報記録の番号を記載すること。ただし、運転免許(」に改める。

様式第 2 号中「免許証の有効期限」を「免許証等の有効期限」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 免許証等とは、免許証又は免許情報記録をいう。

2 該当する□に✓印を付すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第 4 条 認知機能検査の実施に関する規則(令和 4 年沖縄県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「規定する免許証」の次に「又は法第95条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カード」を加え、「この条」を「以下この項」に、「免許証等」を「通知書等」に改める。

様式第 1 号中「免許証の有効期限」を「免許証等の有効期限」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 免許証等とは、免許証又は免許情報記録をいう。

2 該当する□に✓印を付すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号中「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考 1 中「運転免許(」を「免許証等番号欄」には、免許証又は免許情報記録の番号を記載すること。ただし、運転免許(」に改める。

(運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則の一部改正)

第 5 条 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則(令和 4 年沖縄県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考 1 中「運転免許(」を「免許証等番号欄」には、免許証又は免許情報記録の番号を記載すること。ただし、運転免許(」に改める。

様式第 3 号及び様式第 3 号の 2 中「運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録」に、「免許証の更新を」を「免許証又は免許情報記録の更新を」に改める。

様式第 7 号中「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考 1 中「運転免許(」を「免許証等番号欄」には、免許証又は免許情報記録の番号を記載すること。ただし、運転免許(」に改める。

様式第 8 号中「免許証番号」を「免許証等番号」に改め、同様式備考 1 中「運転免許(」を「免許証等番号欄」には、免許証又は免許情報記録の番号を記載すること。ただし、運転免許(」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地